

全国

ぜんこく  
しぎかいじゅんぼう

平成26年  
(2014年) 4月15日

第1901号

毎月3回5の日に発行  
(購読料は会費に含む)

定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093  
東京都千代田区平河町2-4-2  
代表 TEL 03(3262)5234  
旬報 TEL 03(3262)2309  
発行人 原田 正司

http://www.si-gichokai.jp

# 市議会旬報

25年 末

## 市区議会議員の定数は310人減

### 地方議会議員の所属党派調査—総務省

総務省は3月28日、「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査」を公表した。同調査は、平成25年12月31日現在在職する者に係る各々の立候補届出時の所属党派によるもの。本紙では特に市区議会議員の所属党派に焦点を当て、調査結果の概要を掲載する。なお総務省では同調査とあわせて「地方公共団体の長の連続就任回数調査」「平成25年中における地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の執行件数調査」を公表している。本紙6面に執行件数調査の概要を掲載。

#### 議員定数は310人の減

平成25年12月31日現在の市区議会議員の定数合計は2万1511人だった。表①参照。24年は2万4611人だったため、定数は310人の減少となった。なお、定数合計のうち、欠員は299人。24年は332人だったため、33人の減少となった。

表① 市区議会議員の所属党派別人員調

党派	平成25年12月		平成24年12月	
	人	%	人	%
公明党	2,306	( 11.6 )	2,307	( 11.5 )
日本共産党	1,823	( 9.2 )	1,847	( 9.2 )
自由民主党	1,633	( 8.2 )	1,609	( 8.0 )
民主党	886	( 4.5 )	940	( 4.7 )
社会民主党	268	( 1.3 )	282	( 1.4 )
みんなの党	218	( 1.1 )	214	( 1.1 )
日本維新の会	32	( 0.2 )	8	( 0.0 )
新党大地	6	( 0.0 )	5	( 0.0 )
生活の党	2	( 0.0 )	—	( — )
諸派	307	( 1.5 )	302	( 1.5 )
無所属	12,371	( 62.3 )	12,615	( 62.7 )
計	19,852	( 100.0 )	20,129	( 100.0 )
欠員	299		332	
定数合計	20,151人		20,461人	

※地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調(平成25年12月31日現在)をもとに作成  
※構成比(%)は、それぞれ小数点以下第2位を四捨五入で表記しているため合計数は100%とならない

加。民主党は54人、共産党が24人減少した。公明党、共産

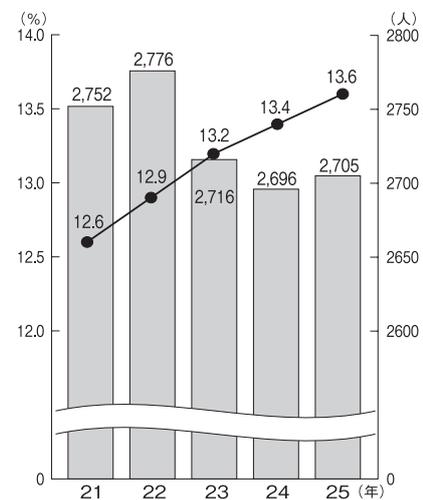
党、自民党の所属議員数で全体の3割近くを占めた。自民党と同様、議員数が大幅に増加したのが日本維新の会。24年の8人から25年は4倍増の32人となった。このほか、25年は生活の党の所属議員が2人となった。

なお、無所属は全体の62.3%を占めており、24年と比べ、244人減(0.4ポイント減)の1万2371人と

#### 市区議の13.6%が女性

なった。

表② 全市区議会議員に占める女性市区議会議員の数及び割合の推移



折線グラフ:女性市区議会議員の割合(左目盛)  
棒グラフ:女性市区議会議員の数(右目盛)

る女性市区議会議員の数及び割合の推移を取りまとめたものが表②となる。

25年の女性議員数は2705人。24年と比べて、9人増加した。全体に占める割合は、13.6%となり、0.2ポイント増加した。女性議員の割合は年々増加傾向となっている。

表②にはないが、所属党派別では公明党が691人で最多となった。次いで共産党が684人、民主党が146人と続く。無所属は24年と比べ、15人増の895人となった。

所属議会議員に対し、女性の占める割合が、最も高い政党は共産党で37.5%を占める結果となった。

本紙では、前号にあたる1899・900号を初回として、本委員会の平成25年度における活動結果について概要を連載で紹介している。前号では地方行政委員会と社会文教委員会を取り上げ、成果の概要について掲載した。今号では地方財政委員会と社会文教委員会を取り上げ、両委員会が取り組んできた要請活動の成果について概要を紹介する。なお、次号では連載の最終回として、産業経済委員会と建設運輸委員会の活動成果を掲載する。

## 25年度 本委員会 活動結果の概要 (2)

地方財政委員会は▽平成26年度税制改正▽平成26年度地方財政対策▽平成26年度地方債計画▽地方公営企業▽国庫補助負担金の5項目について要請活動を展開してきた。その結果、税制改正では、固定資産税の償却資産課税の見直しについて市町村財政への配慮等の観点から引き続き検討することとされた。また、地方財政対策では、前年度を6000億円程度上回る一般財源総額が確保された。

### 地方財政委員会

1、平成26年度税制改正  
平成26年度税制改正では、経済界が設備投資活性化の観点から見直しを強く求めている固定資産税の償却資産課税の取り扱いや、車体課税の見直しに伴う代替財源の確保などが焦点となっていた。

固定資産税と並び、自動車取得税の見直しに伴う代替財源の確保も焦点となった。同委員会は、自動車取得税・重量税について、税収の半分強の4828億円(24年度決算ベース)が地方税財源となっていることから、代替財

源がない限り現行制度を堅持するよう強く要望した。その結果、自動車取得税率については、消費税率8%段階(26年4月)で家用自動車について5%から3%に引き下げることとされた。営業用自動車・軽自動車は3%か

ら2%に引き下げられる。消費税率10%への引き上げ時に廃止される。一方、消費税率10%段階で、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性の課税(環境性能割)を自動車税の取得時の課税として実施することとさ

れ、具体的な結論については27年度税制改正において得ることとされた。軽自動車税については27年度以後に最初の新規検査を受ける軽四輪等及び小型特殊自動車の標準税率を引き上げる。

【3面へ続く】

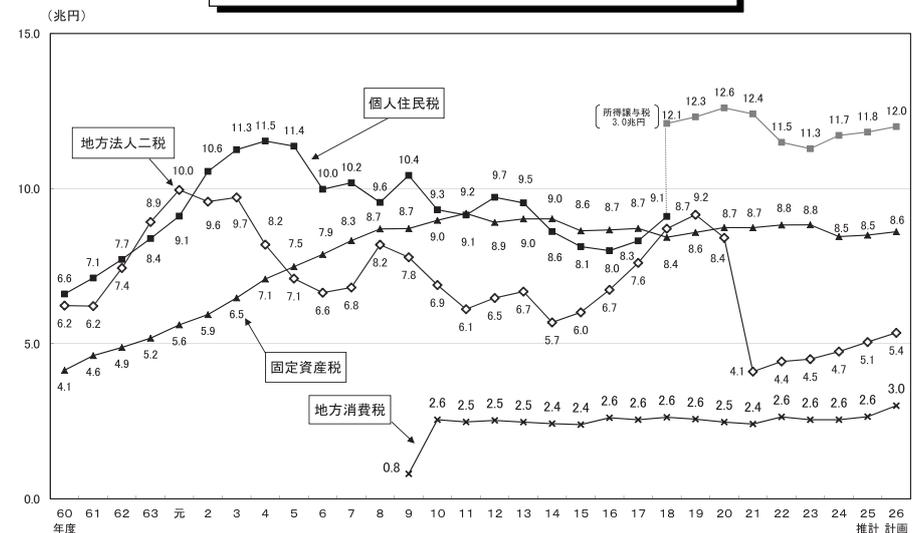
などについて重点要望として取りまとめ、要望を行った。

まず、固定資産税については、市町村の基幹税であるため、安定的確保を図ることを要望。同税のうち、償却資産課税については税収が1・6

兆円程度で安定的に推移していることから、現行制度の堅持を強く主張した。

この結果、償却資産課税については、10月1日に与党が決定した「民間投資活性化等のための税制改正大綱」において幅広い観点から引き続き検討することとされた。また12月12日に与党が決定した「平成26年度税制改正大綱」では、市町村財政等への配慮など幅広い観点から引き続き検討することとされ、見直しが見送られた。

主要税目(地方税)の税収の推移



(注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。  
2 平成24年度までは決算額、25年度は推計額(H25.12時点)、26年度は地方財政計画額である。

### 軽自動車税の見直し

○ 原付(第444条第1項第1号)、軽二輪(第2号)及び小型二輪(第3号)

車種区分	標準税率		
	現行	改正	
原付	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪(125cc超250cc以下)	2,400円	3,600円	
小型二輪(250cc超)	4,000円	6,000円	

○ 軽自動車及び小型特殊自動車(第2号)

車種区分	標準税率		重課税率		
	現行	改正			
三輪	3,100円	3,900円	4,600円		
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
二輪(再掲)	2,400円	3,600円	-		

【2面から続く】

このほか、ゴルフ場利用税については、同委員会の要望通り、現行制度が堅持される。また、地球温暖化対策について、同委員会は地方譲与税の創設などによる税財源の確保を求めた。その結果、新

2、平成26年度地方財政対策 平成26年度地方財政対策について、地方単独事業などを含めた社会保障などの財政需要を地方財政計画に的確に反映することにより、地方交付税を増額し、一般財源総額を確保するよう求めた。

また、依然として厳しい地方財政を活性化させる必要があることから、地方財政計画の歳出特別枠と地方交付税の別枠加算については26年度においても堅持するよう求めた。このほか、地方の財源不足については、臨時財政対策債による補てんではなく、地方交付税の法定率引き上げにより対応するよう要望した。

26年度地方財政対策を経て、26年度予算政府案は12月24日に閣議決定、3月20日に成立した。

26年度地方財政（通常収支

たな仕組みについて「早急に総合的な検討を行う」とされた。さらに、地方法人課税については、法人住民税法人税割が国税化され、その全額が交付税特別会計に直接繰り入れられ、交付税の原資とされる。地方法人特別税・譲与税

分)では、前年度と比べ6051億円増となる60兆3577億円の一般財源総額が確保された。このうち、地方税は前年度と比べ9952億円増の35兆127億円となった。地方交付税は前年度と比べ1769億円減の16兆8855

については、規模が3分の1へ縮小される。消費税率10%段階においては、法人住民税法人割の交付税原資化をさらに進めるとともに関係する制度について幅広く検討することとされた。

3、平成26年度地方債計画 平成26年度地方債計画(通常収支分)は前年度と比べ5407億円減の12兆8301億円となった。

なお、25年度地方財政対策において削減された給与関係経費については26年度において復元された。

このうち、普通会計分は前年度と比べ5947億円減の10兆5570億円、公営企業会計等分は前年度と比べ540億円増の2兆2731億円となった。

保された。地方税収の増額を踏まえ、一部を縮小しつつも、必要な予算額が確保された。

このうち、普通会計分は前年度と比べ5947億円減の10兆5570億円、公営企業会計等分は前年度と比べ540億円増の2兆2731億円となった。

化するための施設の整備▽災害に強いまちづくりのための事業▽災害に迅速に対応するための情報網の構築など。

4、地方公営企業 平成26年度地方財政計画において、公営企業操出金は通常収支分は前年度と比べ141億円減となる2兆5612億円が確保された。

5、国庫補助負担金 国と地方の役割分担に沿い、国が責任をもって負担すべき分野を除いて廃止し、地方へ税源移譲することなどを要望しており、次年度委員会においても引き続き要望を行うよう申し送りした。

公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進

- 過去に建設された大量の公共施設等の更新時期に対応するため、地方公共団体に對し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進を要請
- 上記の推進にあたり必要な計画（公共施設等総合管理計画）の作成に要する経費について特別交付税措置を実施
- 計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設

1. 公共施設等総合管理計画

地方公共団体に對し、以下の内容等を定めた計画の作成を要請

- ・公共施設等の現況及び将来の見通し  
(例) 公共施設等の状況(数、延べ床面積等) 財政状況、人口動態 など
- ・公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針  
(例) 統合・更新・長寿命化等に関する基本的な考え方 総量等に関する数値目標 など

2. 計画の策定に係る支援

- ・各地方公共団体に對し、人口動向や財政・施設の状況等の地域の実情を踏まえ、かつ、全施設類型にわたる横断の計画を作成することができるよう、留意事項等を助言
- ・計画作成に要する経費について特別交付税措置 措置率1/2

3. 計画に基づく公共施設等の除却についての地方債の特例措置

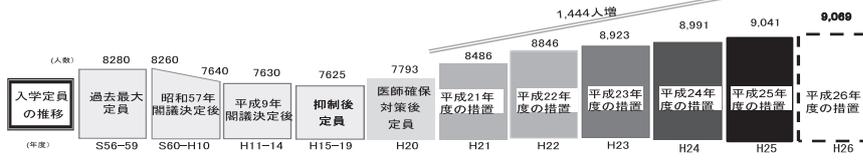
- ・計画に基づく公共施設等(公営企業に係るものを除く)の除却について、地方債の特例措置を創設(地方財政法を改正)
- ・特例期間 平成26年度以後の当分の間
- ・地方債の充当率 75%(資金手当)
- ・地方債計画計上額 300億円(一般単独事業(一般)の内数)

※ なお、公営企業については、水道施設等に限定されていた施設処分に要する経費の財源に充てるための企業債の発行を認める取扱いを全ての事業区分に広げる(地方債計画計上額 120億円(公営企業債各事業の内数の計))

防災事業に983億円がそれ

東日本大震災分では復旧・復興事業に543億円、全国

### 平成26年度医学部入学定員の増員について



1、地域医療施策  
医師不足・偏在対策では、

### 社会文教委員会

社会文教委員会が取り組んできた要望の柱は▽地域医療施策▽保健衛生施策等▽医療保険制度▽介護保険制度▽少子化対策等▽雇用対策▽社会福祉施策▽環境保全施策▽文教施策の9項目からなる。地域医療施策では地域の医師確保等の観点から医学部定員の更なる増員が図られる。

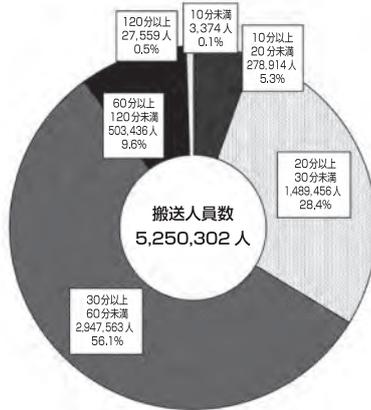
### 増員期間 平成31年度までの間

(以降の取扱い、その時点の医師養成数の将来見通しや定着状況を踏まえて判断)

2、保健衛生施策等  
新型インフルエンザ等対策の強化には、平成26年度予算では対前年度1億円減の56億円が措置された。うち特定接種管理システム構築経費として26年度から新たに8500

### 救急自動車による収容所要時間別搬送人員の状況

(平成24年中)



医学部の更なる定員増を要望した。平成26年度は地域の医師確保などの観点から、対前年度28人増の9069人まで増員された。医師の養成数に

万円が措置されている。特別措置法に基づき、新型インフルエンザなどが発生した際に医療の確保や国民生活・国民経済の維持のために必要なワクチン接種の対象となる事業者が登録・管理される。

7625人まで抑制された。深刻な医師不足への対応のため、20年度から増員に転じ、26年度は19年度と比べ、1444人増となった。増員期間は31年度までとされ、以降の取扱いは、その時点の医師養成数の将来見通しや定着状況を踏まえて判断される。

3、医療保険制度  
国民健康保険制度では、財政基盤の強化を図った上で、保険者を都道府県とするこ

医療提供体制改革のための新たな財政支援として、都道府県に公費904億円からなる基金が設置され、医療従事者等の確保・養成、医療提供体制の制度改革に向けた基盤整備等がなされる。救急医療体制の充実では、救急医療体制の強化として26年度から新たに8億2000万円が措置された。予算措置により、救急医療施策の実効性を高めるため、地域の消防機関等に設置しているメディカルコントロール協議会に専任の医師が配置される。あわせて長期間搬送先が決まらない

る法律案(医療・介護総合推進法案)では、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築等により、地域における医療の総合的な確保を推進するため、医療法等の関係法律について所要の措置を講ずるとされている。

国民健康保険の保険者の在り方については、平成25年8月6日に「社会保障制度改革国民会議報告書」が取りまとめられ、「国民健康保険の保険者の都道府県移行」が明記された。同報告書を踏まえ、

救急患者を一時的であっても受け入れられる医療機関の確保に対し支援が実施される。

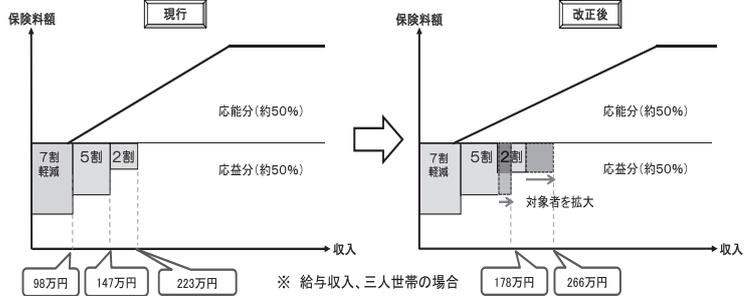
同年12月5日に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」では国保を含む医療保険制度改革を「26年度から29年度までを順次に順次講ずる」とされ、改革に必要な法律案について27年通常国会への提出が目指される。

【5面へ続く】

### 国民健康保険・後期高齢者医療の低所得者の保険料軽減措置の拡充

○国民健康保険・後期高齢者医療の保険料の軽減判定所得の基準を見直し、保険料の軽減対象を合計約500万人拡大する。

<国民健康保険制度の場合> ※さらに保険料が軽減される者 約400万人(平成26年度所要額(公費):約490億円)



- 《具体的な内容》
- ① 2割軽減の拡大 ... 軽減対象となる所得基準額を引き上げる。  
 (現行) 基準額 33万円+35万円×被保険者数 (給与収入 約223万円、3人世帯)  
 (改正後) 基準額 33万円+45万円×被保険者数 (給与収入 約266万円、3人世帯)
  - ② 5割軽減の拡大 ... 現在、二人世帯以上が対象であるが、単身世帯についても対象とするともに、軽減対象となる所得基準額を引き上げる。  
 (現行) 基準額 33万円+24.5万円×(被保険者数-1世帯主) (給与収入 約147万円、3人世帯)  
 (改正後) 基準額 33万円+24.5万円×被保険者数 (給与収入 約178万円、3人世帯)

<後期高齢者医療制度の場合> ※さらに保険料が軽減される者 約110万人(平成26年度所要額(公費):約130億円)  
後期高齢者医療制度においても同様の見直しを行う

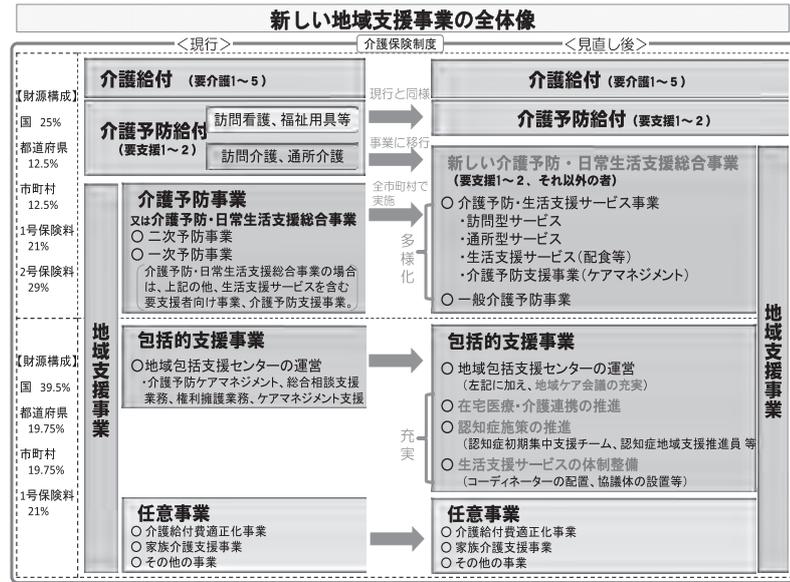
【4面から続く】

省政務三役と地方執行三団体の代表者による「国民健康保険制度の基盤強化」に関する国と地方の協議(国保基盤協議会)が開催された。同協議会では事務レベルのWGが2月から毎月1回程度、計10回

程度開催され、7月を目途に政務レベル協議が実施される。間取りまとめが行われる予定。協議事項は▽国保の財政上の構造問題の分析とその解決に向けた方策▽国保運営に関する業務に係る都道府県と市町村の役割分担の在り方▽

4、介護保険制度  
医療・介護総合推進法案により、介護予防・日常生活支

援総合事業(総合事業)について、必要な見直しが行われる。同事業は現在、地域支援



地方からの提案事項など。26年度の消費税増収分を財源とする「社会保障の充実」のうち国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充に61.2億円が充てられ、保険料(税)の5割軽減及び2割軽減の対象者が拡大される。

事業として市町村が任意で事業実施しているが、平成29年4月までに全市町村での実施が目指される。

また、予防給付のうち訪問介護・通所介護が地域支援事業の形式に見直される。同給付は現在、サービスの種類・内容・人員基準・運営基準・単価などが全国一律となっ

5、少子化対策等  
平成26年度の消費税増収分約5兆円を財源とする「社会保障の充実」分496.2億円のうち、子ども・子育て支援の充実には305.9億円が措置された。うち待機児童解消加速化プランの推進は184.1億円。26年度で約20万人分、潜在的なニーズを含め、保育ニーズのピークを迎える29年度末までに合わせて約40万人分の保育の受け皿の確

保、待機児童の解消が目指される。

6、雇用対策  
平成25年度補正予算において、地域人づくり事業として102.0億円が措置された。都道府県に造成されている緊急雇用創出事業臨時特例基金が積み増しされ、地域人づくり事業が創設された。若者や女性、高齢者の雇用を拡大し賃金や家庭所得の上昇を図らる。事業内容は▽雇用拡大



ているが、市町村の裁量のもと、地域の実情に応じた取り組みが可能となる。なお、訪問介護・通所介護以外の訪問看護、福祉用具などは、引き続き予防給付によるサービスが継続される。

7、障がい者施策  
障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進として、平成26年度予算では1兆471.5億円が措置された。うち良質な障害福祉等の確保は907.2億円。障害児・者が地域の住み慣れた場所ですらすらに必要となる障害福祉サ

ビスの総合的な確保が図られる。

8、環境保全施策  
廃棄物処理・リサイクル施設の整備に対する財政措置について、循環型社会形成推進交付金として、平成26年度予算では対前年度91億円増の44.5億円が措置されたほか、25年度補正予算においても60.4億円が措置されている。ごみ焼却施設、最終処分場、浄化槽などの一般廃棄物処理施設について、財政支援が実施される。

9、文教施策  
義務教育費国庫負担金について、26年度予算では1兆532.2億円が措置された。今後の少子化を踏まえつつ、小学校英語の教科化やいじめ問題に対応すべく、教職員定数の配置改善などが実施される。26年度の教職員の新規増は703人。内訳は▽小学校英語の教科化への対応194人▽いじめ・道徳教育への対応235人▽特別支援教育の拡充1235人▽▽学校統合の支援1100人など。なお、少子化を踏まえ、4000人の既存定数の合理化減が実施される。

# 25年中の選挙執行件数も調査

## 総務省が所属党派別人員調と合わせ

所属党派別人員調と合わせ、総務省が取りまとめた「平成25年中における地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の執行件数調」の概要を紹介する。1面に所属党派別人員調の概要を掲載。

平成25年中に実施された一般選挙の執行件数は848件だった。内訳は▽都道府県知事 9件▽都道府県議会議員 11件▽市区長 254件▽市区議会議員 161件▽町村長選挙 257件▽町村議会議員 166件。

補欠選挙及び再選挙の執行件数は146件。内訳は▽都道府県議会議員 20件▽市区議会議員 70件▽町村議会議員 56件。

無投票当選挙は261件で、うち市区議会議員選挙は20件であった。一般選挙における市区議会議員の月別執行件数をみると4月が執行件数38件で最多。次いで10月が34件、11月が19件と続いた。執行件数が最少の月は8月で1件だった。

## 都道府県別に市区議会議員の一般選挙の執行件数をみる

▽静岡県▽兵庫県▽岡山県が8件で最多。次いで長崎県が7件、▽埼玉県▽石川県▽三重県▽滋賀県▽愛媛県▽鹿児島県が6件と続く。▽青森県▽福島県▽高知県で市区議会議員選挙は執行されなかった。

一般選挙の執行件数は161件であったが、総務省が25年1月1日付けで公表した「平成25年中における地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了に関する調」は、本紙は、市区議会議員の任期満了団体数は160団体だった。これは任期満了ではなく、解散による一般選挙を執行した市が1市あるため。

### 種類別執行件数

区分	市区議会議員		
	一般選挙	補欠等	
北海道	2	1	
青森県	1	1	
岩手県	3	1	
宮城県	5	4	
秋田県	2	2	
山形県	1	1	
福島県	2	6	
茨城県	2	1	
栃木県	1	3	
群馬県	6	3	
埼玉県	3	4	
千葉県	3	6	
東京都	3	4	
神奈川県	1	2	
新潟県	4		
富山県	5		
石川県	6	1	
福井県	1		
山梨県	2	1	
長野県	3	1	
岐阜県	3	1	
静岡県	8	1	
愛知県	2	5	
三重県	6	1	
滋賀県	6	2	
京都府	1	1	
大阪府	5	3	
兵庫県	8	3	
奈良県	5	1	
和歌山県	3	1	
鳥取県	1	1	
島根県	4		
岡山県	8	2	
広島県	4	1	
山口県	3	1	
徳島県	3	3	
香川県	2		
愛媛県	2		
高知県	6		
福岡県	2	2	
佐賀県	3		
長崎県	7		
熊本県	4	1	
大分県	5	2	
宮崎県	1		
鹿児島県	6		
沖縄県	4	1	
合計	161	70	

### 平成25年中における地方公共団体の議会の議員及び長の選挙執行件数調

(平成25年12月31日現在)

選挙の種類	団体数	計	月別執行件数													
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
都道府県	知事	47	9	2	1	1			1	1		1	1	1		
	議会議員		(20) 1		(1)	(1)	(5)	(2)	(1)	(2)	(1)	(4)	(2)	(1)		
市区	長	812	254	16	19	8	80	14	19	7	4	18	41	22	6	
	議会議員	(23)	(70) 161	(3) 8	(8) 11	(3) 12	(21) 38	(3) 7	(5) 6	(1) 7	(1) 1	(5) 16	(12) 34	(3) 19	(5) 2	
町村	長	930	257	13	18	23	51	11	13	16	16	12	44	19	21	
	議会議員		(56) 166	(1) 6	(4) 13	(5) 15	(6) 51	(3) 4	(2) 11	(6) 7	(5) 3	(2) 22	(12) 24	(4) 8	(6) 2	
合計		1,789	848	45	61	59	221	36	51	38	24	69	144	69	31	

(注) 1 「月別執行件数」欄の数値は、一般選挙の件数。ただし、欄中( )書は、補欠選挙及び再選挙の件数であり外書とした。  
2 「団体数」及び「月別執行件数」の欄中《 》書は、特別区の数であり、一般選挙の件数の内書とした。

### 議会人事

- ▽議長 田口好秋(2・5)
- ▽副議長 大石和央(11・12)
- ▽那珂 助川則夫(3・3)
- ▽つくばみらい 直井誠巳(3・3)
- ▽高島 越智 豊(2・24)
- ▽鹿嶋 廣本昌久(2・24)
- ▽水戸 小島義秀(2・24)
- ▽宇都宮 横山寛士雄(2・24)
- ▽群馬 林 信行(2・24)
- ▽香取 城 利文(2・21)
- ▽三豊 小野広嗣(2・20)
- ▽瑞浪 石島陽子(2・20)
- ▽志布志 鈴木浩己(2・18)
- ▽新座 谷口一成(2・17)
- ▽糸島 阿部洋子(2・17)
- ▽取手 芹沢修治(2・14)
- ▽御殿場 横山敦子(2・13)
- ▽津 中村洋幸(2・12)
- ▽本庄 横山敦子(2・13)
- ▽津 飯塚俊彦(2・14)
- ▽御殿場 山崎春俊(2・14)
- ▽取手 佐藤隆治(2・17)
- ▽糸島 浦伊三次(2・17)
- ▽新発田 小川 徹(2・19)
- ▽新座 平野 茂(2・20)
- ▽三豊 香川 努(2・21)
- ▽香取 伊藤友則(2・24)
- ▽亀岡 明田 昭(2・24)
- ▽高島 澤本長俊(2・24)
- ▽今治 井手洋行(2・24)
- ▽南丹 橋本尊文(2・25)
- ▽我孫子 木村得道(2・26)
- ▽さぬき 八木 弘(2・27)
- ▽嘉麻 田中日本明(2・28)
- ▽大野 島口敏榮(3・3)
- ▽津 田矢修介(2・13)
- ▽潮来 根本又男(2・13)
- ▽指宿 新宮領進(2・12)
- ▽都城 永山 透(2・12)
- ▽松浦 清水信弘(2・10)
- ▽都城 白石光一郎(2・12)
- ▽松浦 神脇清照(2・12)
- ▽都城 中村洋幸(2・12)
- ▽本庄 横山敦子(2・13)
- ▽御殿場 芹沢修治(2・14)
- ▽取手 阿部洋子(2・17)
- ▽糸島 谷口一成(2・17)
- ▽焼津 鈴木浩己(2・18)
- ▽新座 石島陽子(2・20)
- ▽志布志 小野広嗣(2・20)
- ▽瑞浪 館林辰郎(2・21)
- ▽三豊 城中利文(2・21)
- ▽香取 林 信行(2・24)
- ▽各務原 横山寛士雄(2・24)
- ▽亀岡 小島義秀(2・24)
- ▽高島 廣本昌久(2・24)
- ▽今治 越智 豊(2・24)
- ▽我孫子 椎名幸雄(2・26)
- ▽下関 木本暢一(2・28)
- ▽嘉麻 藤 伸一(2・28)
- ▽金沢 栗森 慨(3・3)
- ▽大野 山崎俊昭(3・3)
- ▽那珂 海野 進(3・3)
- ▽つくばみらい 高木寛房(3・3)